

第4部 第2次江田島市再犯防止推進計画

【1】計画策定の趣旨及び位置付け

法務省の「令和4年版犯罪白書」では、全国における刑法犯の認知件数は、令和3（2021）年で約57万件となっており、近年は減少で推移しています。刑法犯により検挙された人のうち再犯者の人員は約8万5,000人で、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の割合（再犯者率）は48.6%となっています。

再犯者の人員は減少で推移していましたが、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたことから、再犯者率は近年、上昇傾向にありました。しかし、令和3（2021）年では前年をやや下回っています。

罪を犯した人や非行をした人の多くは、刑期を終えた後、安定して就労できないことや住まいを確保できないことなどにより、社会への復帰が困難になっている人が多いことが、再犯の大きな要因であるとされています。

国においては「再犯防止推進法」の施行により、再犯の防止等に関する国や地方公共団体の責務を明確にし、総合的かつ計画的に再犯防止施策を推進していくための基本事項を定めるとともに、都道府県及び市町村に対して「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることを求めています。

国においては、令和5（2023）年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。

本市においては、地方再犯防止推進計画として、令和4（2022）年2月に「江田島市再犯防止推進計画」を策定し、この度、計画期間の満了に伴い「第2次江田島市再犯防止推進計画」を策定し、本編を当該計画として位置付けます。

【2】計画の概要

1 計画の期間

「第2次江田島市再犯防止推進計画」の計画期間は「第4次江田島市地域福祉計画」と一体的に策定することから、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

2 計画の対象者

「第2次江田島市再犯防止推進計画」の対象者は「再犯防止推進法」第2条第1項に規定する「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」です。

3 広島県の動向

広島県においては、令和3（2021）年3月に「広島県再犯防止推進計画 ～ 更生支援の推進 ～」を策定し「再犯防止推進法」に掲げる理念に基づき、犯罪、非行をした人が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会を「将来の目指す社会像」と位置付け、県の実情に応じた施策を展開しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組むこととしています。

「広島県再犯防止推進計画」では次の施策体系に基づき、施策の展開を図っています。

項目	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	(1) 社会の理解促進 (2) 支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	(1) 住居等の確保 (2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等
3 社会参画の実現	(1) 就労に向けた支援 (2) 修学等の支援

【3】再犯防止施策を取り巻く現状

1 刑法犯認知件数

刑法犯認知件数の推移をみると、全国、広島県及び江田島市ではいずれも減少傾向にあります。令和4（2022）年では、広島県で12,147件、江田島市では67件となっています。

【 刑法犯認知件数の推移 】

（単位：件）

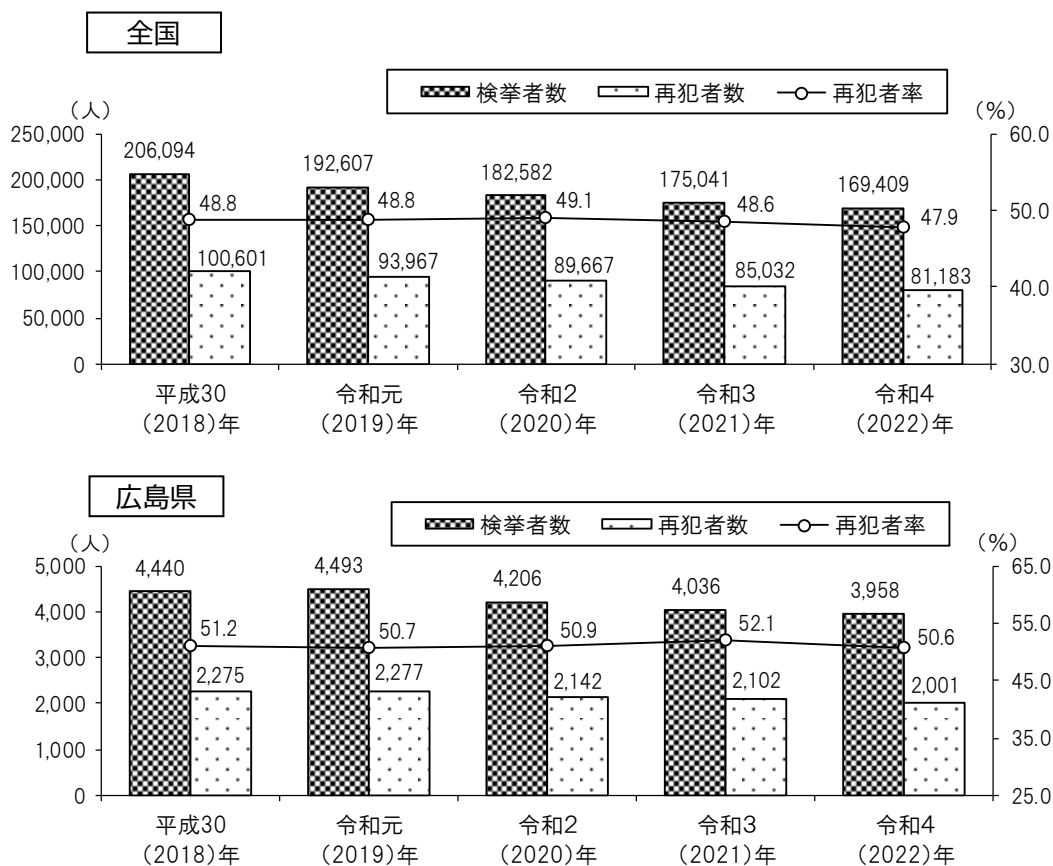
	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	増減率 (%)
全国	915,042	817,338	748,559	614,231	568,104	601,331	-34.3
広島県	15,982	14,311	14,160	11,726	11,181	12,147	-24.0
江田島市	75	68	47	69	90	67	-10.7

注：増減率は、平成29（2017）年から令和4（2022）年にかけての増減割合
資料：広島県警察本部統計資料より作成（各年1月～12月）

2 広島県における再犯の状況

全国及び広島県においては、近年、検挙者数及び再犯者数は減少傾向にあり、再犯者率は5割程度となっています。

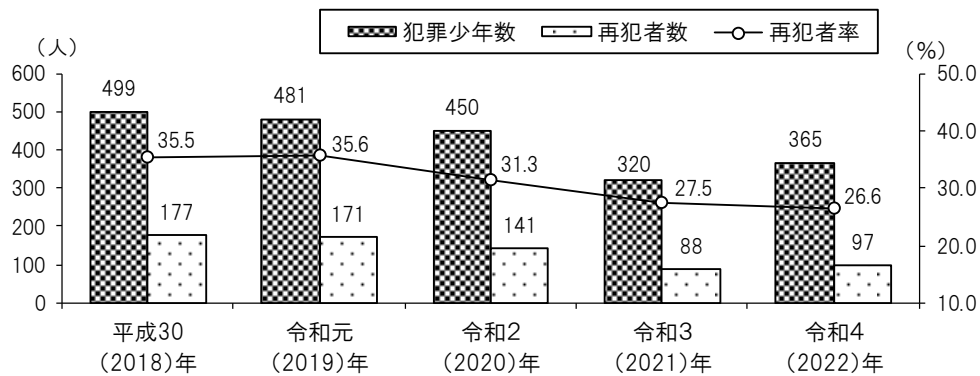
【 刑法犯検挙者中の再犯者数・再犯者率 】



資料：全国は「再犯防止推進白書」、広島県は「犯罪統計書」より作成

広島県における犯罪少年（刑法）の再犯者数・再犯者率は、長期的には減少傾向にあり、令和4（2022）年では再犯者率は26.6%となっています。

【 犯罪少年（刑法）の再犯者数・再犯者率（広島県） 】



資料：「犯罪統計書」より作成

【4】本計画の基本方針

国や広島県の計画を勘案し、次の項目を本計画の基本方針とし、関係機関等と連携を図りながら施策に取り組みます。

- 1 広報・啓発活動の推進
- 2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供
- 3 就労・住居を確保するための取組の推進

【5】施策の展開

○ 基本方針1 広報・啓発活動の推進

取組名	取組内容
社会を明るくする運動強調月間等における啓発活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>「社会を明るくする運動」の共同開催</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「安全・安心で住みよい江田島市」の実現のために、市民、警察、行政、各種団体がお互いに協力し、協働することが重要であるとの認識から「社会を明るくする運動」と「安全・安心まちづくり市民の集い」を共同開催します。 2 <u>社会を明るくする運動強調月間</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間であり、集中的に啓発活動を行います。 3 <u>啓発活動</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 更生保護女性会等と連携して、小学生とともに桟橋等で街頭啓発活動を行い、また、認定こども園に出向き、防犯啓発活動を行うなど、運動への理解を深める活動を推進します。 ○ 市内小中学生を対象とし「社会を明るくする運動」の作文、標語を募集します。 ○ 全国表彰や広島県表彰のほか「社会を明るくする運動」江田島市推進委員会委員長表彰等の各種表彰を行い、啓発に努めます。

取組名	取組内容
再犯防止啓発月間	○ 「再犯防止推進法」第6条第2項の規定では、7月を「再犯防止啓発月間」としており「社会を明るくする運動」に合わせて、再犯防止に関する広報、啓発活動を進めます。
行政や専門機関等による相談事業の周知等	○ 行政や専門機関等による相談事業等の周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活の困りごとを気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員やくらしサポートセンターえたじまなど、地域で福祉活動に関わっている人の相談体制や各種相談に対する関係機関との連携の強化に努めます。

○ 基本方針2 関係団体との連携強化及びサービスの確実な提供

取組名	取組内容
関係団体の活動促進等	<p><u>1 保護司^{※1}の人材確保等の支援</u></p> <p>○ 保護司は、地域の犯罪予防を図るための活動、地域の安全・安心の担い手として多面的な役割が期待されています。江田島地区保護司会や地域と連携し、機会を捉え保護司制度の周知を行い、保護司の人材確保及び活動への協力に努めます。</p> <p><u>2 保護司会等への活動支援</u></p> <p>○ 江田島地区更生保護サポートセンター^{※2}として、能美市民センターの一室を提供しています。保護司会、更生保護女性会等が開催する会議への参加等により、関係団体と連携しながら、活動の支援に努めます。</p> <p><u>3 薬物乱用防止指導員^{※3}との連携による啓発</u></p> <p>○ 「社会を明るくする運動」において、薬物乱用防止指導員によるちらし等の啓発物品の配布を通じ、規制薬物の乱用が犯罪行為であることや身体、精神及び生活への影響等薬物乱用の恐ろしさを周知します。また、薬物乱用防止指導員による児童や生徒に対する薬物乱用防止に関する教育等を支援します。</p>

※1 「保護司法」の規定に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員で、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアのこと。

※2 保護司や保護司会が、地域の関係機関や団体と連携しながら地域で更生保護活動を行う拠点のこと。その多くは保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用し開設しており、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。

※3 県の委嘱を受け、薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアのこと。

取組名	取組内容
関係団体の活動促進等	<p><u>4 地域の見守り活動の推進</u></p> <p>○ 地域住民や民生委員・児童委員等の幅広い関係団体、機関と連携し、地域で支援を必要とする人の早期発見や見守りの仕組みづくりを進め、的確に支援に結び付けていく取組を推進します。</p>
保健・医療・福祉サービス等の利用	<p><u>1 矯正施設等との連携</u></p> <p>○ 自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けられることができるよう、広島県地域生活定着支援センター※¹、矯正施設、保護観察所が連携し必要な調整（特別調整※²）を行っています。また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。</p> <p><u>2 地域における福祉的支援</u></p> <p>○ 罪を犯した人やその家族で福祉に関する支援を必要とする場合は、市の福祉関係窓口のほか、保護司、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携しながら適切に対応します。</p>
非行の防止と就学支援	<p><u>1 各種相談窓口の周知</u></p> <p>○ 非行、犯罪の専門機関である少年鑑別所の専門性を生かし、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校でのトラブル等の相談に応じる「広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）※³」の周知を図ります。</p> <p>○ 非行、虐待等の少年に関する相談、不良行為少年、非行少年やその家庭に対する指導・助言等を行う「少年サポートセンター※⁴」の周知を図ります。</p> <p><u>2 小中学校における取組</u></p> <p>○ 市内各小中学校における薬物乱用防止に関する教室や情報モラルに関する授業等の実施（技術科、道徳科、特別活動、防犯教室における警察による出前講座等）、小中学校で連携した生徒指導に関わる情報交換、定期的な教育相談や生活アンケートの実施、生徒指導主事研修の開催等を通じ、児童・生徒の非行の未然防止に努めます。</p>

※¹ 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した人等が、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、このような人を受け入れる地域社会づくりを担っている機関のこと。

※² 受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある人等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる取組のこと。

※³ 非行・犯罪の専門機関である少年鑑別所の専門性を生かして、地域の人の相談等に応じる際に使用する名称のこと。

※⁴ 少年問題に関する専門組織であり、全都道府県警察に設置されている。少年警察活動の中心的な役割を果たす組織として、補導活動、関係機関等との情報交換や意見交換等を行っている。

取組名	取組内容
非行の防止と就学支援	○ 問題行動等を起こした児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーと本人や保護者との面談、個別指導による学習支援、保護観察所や保護司との緊密な連携・情報共有、必要に応じスクールソーシャルワーカー※ ¹ を派遣することなどにより、本人の立ち直りを支えます。

※¹ いじめや不登校など、学校や日常生活における問題に直面することもを支援する社会福祉の専門家のこと。

○ 基本方針3 就労・住居を確保するための取組の推進

取組名	取組内容
就労の確保等	<p><u>1 生活困窮者自立支援事業※²等による支援</u></p> <p>○ 生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。また、公共職業安定所や地域密着の無料職業紹介所等と連携し、就職及び就労の定着を図ります。</p> <p><u>2 就労継続支援や就労定着支援等による障害のある人への就労支援</u></p> <p>○ 就労継続支援や就労定着支援等による障害のある人への就労支援を行います。就労機会を提供し、能力等向上のための訓練を行うとともに、就労の継続を図るため、相談、指導、助言等の支援を行います。</p> <p><u>3 就労を希望する障害のある人等に対する相談体制</u></p> <p>○ 就労を希望する障害者等が抱える課題に応じ、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、障害者相談支援事業所等と連携し、就業や生活面での支援を行います。</p> <p><u>4 協力雇用主※³に対する支援</u></p> <p>○ 犯罪等の前歴のために定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間雇用主、いわゆる協力雇用主についての周知を図ります。</p> <p><u>5 刑務作業等への支援</u></p> <p>○ 受刑者の社会貢献意識の高揚につなげるため、矯正施設等が行う刑務作業製品の販売等への支援を検討します。</p>

※² 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対し、自立の支援に関する措置を講じ、自立の促進を図ることを目的とした事業のこと。

※³ 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のこと。

取組名	取組内容
住居の確保等	<p><u>1 公営住宅の受け入れ等</u></p> <p>○ 公営住宅の募集状況等について、市の広報紙やホームページ等を活用し、情報提供を行います。</p> <p><u>2 生活困窮者自立支援事業住居確保給付金^{※1}の活用</u></p> <p>○ 生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。</p> <p><u>3 住宅確保要配慮者に対する居住支援</u></p> <p>○ 広島県居住支援協議会^{※2}が開催する協議等を通じ、特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが難しい住宅確保要配慮者に対する居住支援について研究を進めます。</p>

※1 離職等の理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる人に対し支給する給付金のこと。

※2 住宅確保要配慮者への支援の在り方などを協議する場として、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立した協議会のこと。

【6】「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」の設置

関係機関や民間団体、地域の人など、幅広い人からの意見を参考にするため「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」を設置しています。

「江田島市再犯防止推進計画等意見交換会」においては、関係機関等と連携して、当面の課題や対応の情報共有を図るとともに、今後の再犯防止に関する取組の方向性等を検討します。